

## 蒲郡市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)の主旨を踏まえ、庁内各部局の連携のもとに、蒲郡市のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、蒲郡市まち・ひと・しごと創生推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は次の事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画部企画政策課において行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員	危機管理監 企画部長 総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 健康推進監 産業振興部長 建設部長 都市開発部長 上下水道部長 ボートレース事業部長 市民病院長 病院事務局長 消防長 議会事務局長 教育長 教育部長
-----	---